

官報

主要目次

親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例を定める政令	一八二頁
告示	
〇 鈹区禁止地域指定請求(愛媛県)	一八七
〇 在外会社の指定解除	一八七
〇 外国保険事業者に関する法律に基き、請負業者責任賠償保険事業者の営業認可	一八七
〇 外国保険事業者に関する法律に基き、自動車保険等の営業認可	一八七
〇 保安林指定(栃木県)	一八八
〇 輸入に関する事項の公表(第一回)の一部改正	一九一
〇 第一回熱管理士試験の期日および場所等	一九一
〇 航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に關して必要な事項	一九二
〇 駒込駅前郵便局設置	一九六
〇 藤沢電報電話局に度教料金制施行	一九六
〇 オスロにおける電報局と直通無線電信連絡設定	一九六
〇 砂防設備を要する土地指定(岡山県)	一九六
〇 同右(宮崎県)	一九六
〇 同右(福岡県)	一九六
〇 最高裁判所裁判官国民審査管理委員会委員の辞任許可	一九六
〇 官庁事項	
〇 昭和二十六年一般会計予算補正(第一号)等報告	一九七
〇 公共企業体事項	
〇 山田線上盛岡・上米内間に山岸停車場設置	二〇〇
〇 陸羽西線古口・清川間に高屋停車場設置	二〇〇

政令

親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年二月九日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第十五号

親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例を定める政令

内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令(昭和二十六年政令第三百八十号)第一項前段及び第五項の規定に基き、この政令を制定する。

1 親族、相続、妻の能力、戸籍及び寄留に關しては、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令第一項前段に規定する暫定措置によらないものとする。

2 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)、寄留法(大正三年法律第二十七号)及びこれらに基く命令の適用については、鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にあるもの(口之島を含む。)に従前適用されていた法令の規定によりその区域に置かれていた村、その区域、その長及びその事務所を、それぞれ村、村の区域、村長及び村役場とみなす。

3 昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」の実施に伴い、前項に規定する区域につき、親族、相続、妻の能力、戸籍及び寄留に関する法令を適用するについての経過措置は、民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)附則(第十條、第十四條及び第二十七條を除く。)、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)附則(第三百三十四條及び第三百三十五條を除く。)&及び戸籍法施行規則(昭和二十二年司法省令第九十四号)附則に定める経過措置の例による。

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

法務総裁 木村篤太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

毎日新聞
昭和二十七年三月三日
第三種郵便物認可

告示

電波監理委員会告示第四百八十一号
日本国有鉄道所屬長岡実用化試験局(基地局)の無線設備の設置場所、呼出符号、電波の型式、周波数、変調方式、空中線電力並びに空中線の型式及び構成は、昭和二十七年一月十七日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年四月四日 第九〇四六号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 実用化試験局(基地局)
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬の水上、新潟間を移動範囲とする各実用化試験局
六 通信事項 1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年二月二十九日
八 設置場所 新潟県古志郡宮内町 東経一三八度五〇分 北緯三七度二分五〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J R 5 A B F 三(一五〇・九三Mc) 水晶発振 リアクトランス管 二五〇W
十 空中線の型式及び構成 水平ダブルレット、2/4垂置
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四百八十二号
日本国有鉄道所屬川口実用化試験局(基地局)の変調方式並びに空中線の型式及び構成は、昭和二十七年一月十七日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年四月四日 第九〇四七号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 実用化試験局(基地局)
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬の水上、新潟間を移動範囲とする各実用化試験局
六 通信事項 1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年二月二十九日
八 設置場所 新潟県北魚沼郡川口村 東経一三八度五二分 北緯三七度一分六分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J R 2 A B F 三(三三三・三Mc) 水晶発振 リアクトランス管 五〇W
十 空中線の型式及び構成 水平ダブルレット
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四百八十三号
日本国有鉄道所屬六日町実用化試験局(基地局)の変調方式並びに空中線の型式及び構成は、昭和二十七年一月十七日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年四月四日 第九〇四八号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 実用化試験局(基地局)
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬の水上、新潟間を移動範囲とする各実用化試験局
六 通信事項 1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年二月二十九日
八 設置場所 新潟県南魚沼郡石打村 東経一三八度四八分 北緯三六度五九分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J R 2 A C F 三(三三三・三Mc) 水晶発振 リアクトランス管 五〇W
十 空中線の型式及び構成 水平ダブルレット
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四百八十四号
日本国有鉄道所屬長岡実用化試験局(陸上移動局)の通信の相手方、変調方式並びに空中線の型式及び構成は、昭和二十七年一月十七日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年四月四日 第九〇四九号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬の宮内、越後川口、小出及び石打の各実用化試験局(基地局)並びに水上、新潟間を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年二月二十九日
八 設置場所 移動体の種類 雪かき車
移動範囲 水上、新潟間
常置場所 長岡市内町 東経一三八度五二分 北緯三七度二分七分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J R 2 A E F 三(三三三・三Mc) 水晶発振 リアクトランス管 五〇W
十 空中線の型式及び構成 水平ダブルレット
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四百八十五号
日本国有鉄道所屬北見非常局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十二月二十二日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第八一七号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 非常局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、非常通信業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬の各非常局
六 通信事項 鉄道輸送、列車運転、災害の復旧及び保安に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 北見市大通り西五丁目 東経一四三度五四分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J R V 2 0 A 三(二、八〇Mc) 水晶発振 終段抑制格子変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 非常通信を行うため、運用を必要とする時間

電波監理委員会告示第四百八十六号
電波監理委員会告示第四百八十七号
電波監理委員会告示第四百八十八号
電波監理委員会告示第四百八十九号
電波監理委員会告示第四百九十号
電波監理委員会告示第四百九十一号
電波監理委員会告示第四百九十二号
電波監理委員会告示第四百九十三号
電波監理委員会告示第四百九十四号
電波監理委員会告示第四百九十五号
電波監理委員会告示第四百九十六号
電波監理委員会告示第四百九十七号
電波監理委員会告示第四百九十八号
電波監理委員会告示第四百九十九号
電波監理委員会告示第五百号

- 一 免許人の氏名 野崎貞行
二 無線局の種類 船舶局
三 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四 無線局の相手方 小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
五 通信の相手方 小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 承認の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 小名浜(主たる停泊港、小名浜)
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 A 三(一、六二〇kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 三五W
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 常時
十二 運用許容時間 常時
十三 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四百八十八号
電波監理委員会告示第四百八十九号
電波監理委員会告示第四百九十号
電波監理委員会告示第四百九十一号
電波監理委員会告示第四百九十二号
電波監理委員会告示第四百九十三号
電波監理委員会告示第四百九十四号
電波監理委員会告示第四百九十五号
電波監理委員会告示第四百九十六号
電波監理委員会告示第四百九十七号
電波監理委員会告示第四百九十八号
電波監理委員会告示第四百九十九号
電波監理委員会告示第五百号

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六三〇号
二 承認を受けた者 中央気象台
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 気象業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方気象通信取扱局、中央気象台所屬船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行及び気象観測に関する事項、気象報
七 承認の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 鶴巻丸(主たる停泊港、東京)
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 A 一、A 二(三、七五〇kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 A 一七〇W A 二七〇W
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 常時
十二 運用許容時間 常時
十三 運用許容時間 常時

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六三〇号
二 承認を受けた者 中央気象台
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 気象業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方気象通信取扱局、中央気象台所屬船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行及び気象観測に関する事項、気象報
七 承認の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 鶴巻丸(主たる停泊港、東京)
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 A 一、A 二(三、七五〇kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 A 一七〇W A 二七〇W
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 常時
十二 運用許容時間 常時
十三 運用許容時間 常時

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六八八号
 二 免許人の名称 日本郵船株式会社
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、日本郵船株式会社所属船舶局
 六 通信の相手方 地方電気通信取扱局、東邦海運株式会社所属船舶局
 七 免許の有効期限 無期限
 八 設置場所 所 室蘭丸(主たる停泊港 東京)
 九 呼出符号及び呼出名称 J C N R
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 主装置 A一、A二
 補助装置 A一、A二
 水晶発振 A一、終段抑制格子変調
 リップル変調 五〇W
 逆L型
 空中線の型式及び構成 逆L型
 運用許容時間 常時
 運用義務時間 常時
 電波監理委員会告示第四百九十四号
 鳳城丸無線局の周波数は、昭和二十六年五月一日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年二月九日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六八八号
 二 免許人の名称 日本郵船株式会社
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、日本郵船株式会社所属船舶局
 六 通信の相手方 地方電気通信取扱局、東邦海運株式会社所属船舶局
 七 免許の有効期限 無期限
 八 設置場所 所 室蘭丸(主たる停泊港 東京)
 九 呼出符号及び呼出名称 J C N R
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 主装置 A一、A二
 補助装置 A一、A二
 水晶発振 A二、リップル変調 五〇W
 逆L型
 空中線の型式及び構成 逆L型
 運用許容時間 常時
 運用義務時間 常時
 電波監理委員会告示第四百九十五号
 雄洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月三十日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年二月九日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六八八号
 二 免許人の名称 川南工業株式会社
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 長崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 所 第十七章丸(主たる停泊港 長崎)
 九 呼出符号及び呼出名称 J E V V だいじゅうしちんしょうまる
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 主装置 A一、A二
 補助装置 A一、A二
 水晶発振 A二、リップル変調
 リップル変調 五〇W
 逆L型
 空中線の型式及び構成 逆L型
 運用許容時間 常時
 運用義務時間 常時
 電波監理委員会告示第四百九十五号
 第十七章丸無線局の周波数は、昭和二十六年五月三十日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年二月九日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六八八号
 二 免許人の名称 仲田五郎松
 三 無線局の種類 船舶局
 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 千葉無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
 六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信
 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
 八 設置場所 所 第五福丸(主たる停泊港 銚子)
 九 呼出符号及び呼出名称 所 第五福丸(主たる停泊港 銚子)
 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 主装置 A一、A二
 補助装置 A一、A二
 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W
 逆L型
 空中線の型式及び構成 逆L型
 運用許容時間 常時
 運用義務時間 常時
 電波監理委員会告示第四百九十二号
 雄洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月三十日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年二月九日 電波監理委員会委員長 網島 毅

187 昭和 27 年 2 月 9 日 土曜日

官 報

第 7525 号

昭和 27 年 2 月 9 日 土曜日

官 報

第 7525 号 186

●電波監理委員会告示第四百九十六号
第三子無線局の周波数は、昭和二十六年八月十五日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六四二四号
二 免許人の氏名 浜崎茂太郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 長崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 第三子無線局(長崎)
九 呼出符及び呼出名称 J F V V はまきささいさんえびすまろ
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

●電波監理委員会告示第四百九十七号
第十子無線局の周波数は、昭和二十六年九月十七日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一四二二号
二 免許人の氏名 宮永徳太郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 福岡漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 第十子無線局(福岡)
九 呼出符及び呼出名称 J H G P だじじゆうえすまろ
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第四百九十八号
制海無線局の周波数は、昭和二十六年八月六日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

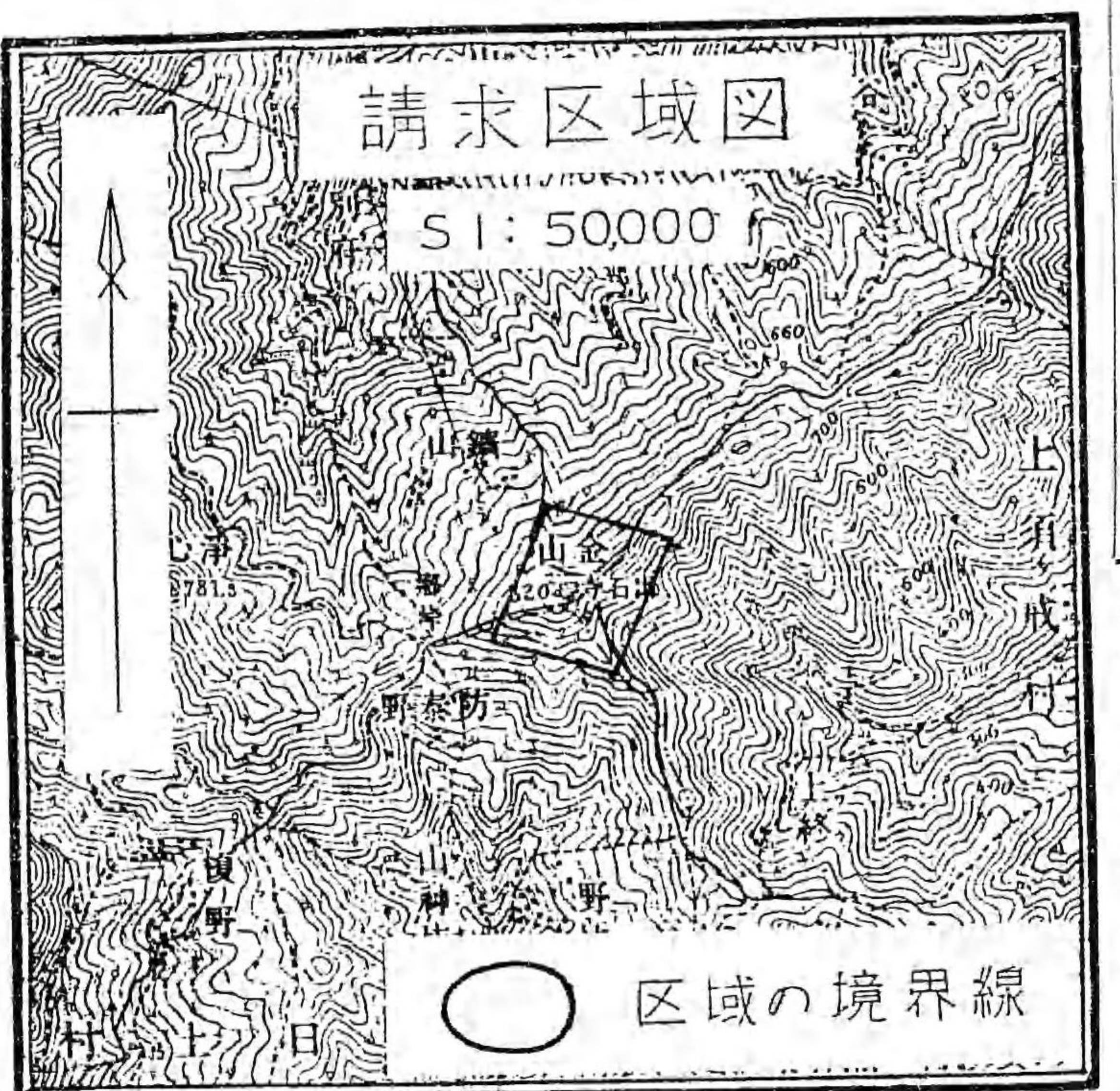
- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六三三六号
二 承認を受けた者 鹿兒島県
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 漁業の指導監督に関する事項、漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七 承認の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 制海(主たる停泊港 鹿兒島)
九 呼出符及び呼出名称 J Q S R せいかい
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

●電波監理委員会告示第四百九十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第四百九十九号すなわち無線局の周波数は、昭和二十六年八月九日変更した。
同告示の一部を次のように改正する。

- 一 第一装置 第一装置
二 第二装置 第二装置
三 水品発振 水品発振
四 変調 変調
五 空中線電力 空中線電力
六 運用許容時間 運用許容時間

●土地調整委員会告示第四号
土地調整委員会に対し、鑑区禁止地域の指定の請求があつたから、土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)第二十二條第二項及び土地調整委員会設置法施行規則(昭和二十六年土地調整委員会規則第二号)第七條の規定により、次のように公示する。

- 一 請求者名 愛媛県知事 久松 定武
二 区域の所在地
愛媛県
喜多郡大和村大字豊茂字キヤンザン
一〇〇〇一、一〇〇〇二、一〇〇〇三、一〇〇〇四、一〇〇〇五、一〇〇〇六、一〇〇〇七、一〇〇〇八、一〇〇〇九、一〇〇一〇、一〇〇一一、一〇〇一二、一〇〇一三、一〇〇一四、一〇〇一五



あり宗教活動に必要な景観と環境を維持する必要がある。
請求区域は、周囲三村の水源地であり、水源の涵養に鑑物の掘削は適当でない。
請求区域は瀬戸内海国立公園区域編入指定申請中であり、地方重要文化財にも加えられる各勝地である。
請求区域内の試掘は、金、銀、銅、硫化鉄鉱であるが、周囲の鑑区の場合から見ると企業価値が減少しているものと思われる。
区域図 次の通り。

- 三 区域の面積 三〇・九四二ヘクタール
四 鑑物の名称 鑑業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三條に規定する鑑物全部
五 請求の理由の要旨
(一) 請求区域の中央にある出石寺は、千二百余年の歴史と百万の信徒を有し、地方信仰の中心道場で

土地調整委員会設置法施行規則第八條の規定により、本件に關し審問を受けようとする者(土地所有者、土地に關して権利を有する者、鑑業権者、鑑業出願人その他の利害関係人)は、同條の規定により、その氏名(二人以上同意の場合)は連署してその代表者(以下「職業」として併記する)及び理由を記載した文書を昭和二十七年二月二十日までに、東京都文京区小石川町一の一の十一 土地調整委員会

●大蔵省告示第一号
(日本発送電株式会社事務所内)
に提出された。
審問についての詳細は、おつて通知する。

在外会社名 所在地
東京都千代田区富士見
東亜電気化学 町一丁目一〇番地
ビル海外事業 中央協議会内
工業股份有限公司

●大蔵省告示第二十四号
外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第五條の規定に基づき、昭和二十七年一月二十二日付で左に掲げる各会社の自動車保険、盗難保険、傷害保険、信用保険の営業を認可した。
昭和二十七年二月九日
大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第二四十一号
外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第五條の規定に基づき、昭和二十七年一月二十二日付で左に掲げる各会社の自動車保険、盗難保険、傷害保険、信用保険の営業を認可した。
昭和二十七年二月九日
大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第二四十二号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第十二回割増金附貯蓄定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年二月九日
大蔵大臣 池田 勇人

Table with columns for interest rate (利率), term (期間), and amount (金額). It details the terms for the 12th round of the supplementary savings deposit.

●郵政省告示第三十二号
郵政省設置法(昭和二十三年法律第
二百四十四号)第十三條第四項の規定
に基き、昭和二十七年二月十六日から
次の郵便局を設置し、これを特定郵便
局長を長とする郵便局とする。但し、
郵便物集配事務を取り扱わない。
昭和二十七年二月九日
郵政大臣 佐藤 栄作

●郵政省告示第三十三号
郵便規則(昭和二十二年通信省令第
三十四号)第三條及び外國郵便規則
(昭和二十五年郵政省令第十三号)第五
條の規定に基き、昭和二十六年五月郵
政省告示第九十一号による小型記念
通信日附印を次のように使用する。
昭和二十七年二月九日
郵政大臣 佐藤 栄作

富山県
富山郵便局
形式
使用期間
昭和二十七年二月十一日から
二月十三日まで



宮城県
気仙沼郵便局
昭和二十七年二月十三日から
二月二十日まで



鳥根県
比田郵便局
昭和二十七年二月十五日から
二月二十一日まで



●電気通信省告示第四十一号
次の地方電気通信取扱局は、昭和二
十七年一月二十日から取扱料金制を施
行した。
昭和二十七年二月九日
郵政大臣 佐藤 栄作

一 通信路の区間
東京国際電報局とオスロにおける電
二 取扱区域
●建設省告示第百十二号
砂防法第二條により砂防設備を要す
る土地を左の通り指定する。
昭和二十七年二月九日
建設大臣 野田 卯一

●最高裁判所裁判官告示第一号
国民審査管理委員会告示第一号
最高裁判所裁判官国民審査管理委員
会規程第五條の規定により昭和二十七
年二月一日左の委員の辞任を許可し
た。
昭和二十七年二月九日
最高裁判所裁判
官国民審査管理
委員会委員長 一松 定吉
委員 相馬 助治

○国立国会図書館
叙任及び辞令
●叙任及び辞令
●昭和二十七年二月一日
●叙任
●辞令
●叙任及び辞令
●昭和二十七年二月一日
●叙任
●辞令

官庁事項

○内閣
●内閣は、財政法第四十六條第一項の規定に基き、昭和二十六年度一般会計予算(第一号)の特種会計予算(第一号)及び同政府関係機関予算(第一号)並びに同政府関係機関予算(第一号)の修正を、昭和二十七年二月九日、閣議決定した。

●昭和二十六年度予算修正の概要
昭和二十六年九月平和條約の調印を終え、わが國が注目を回復し国際社会に復帰する日も間近となつた。変化する国際情勢の中にあつて、わが國の前途には、幾多の困難が予想されるほか、諸和に阻害して多くの負担が加つて来ることを覚悟しなければならぬが、他方米國を始めとする友好諸國との経済協力ないし東南アジア地域開発への協力等を通じて、広く世界経済の安定と発展とに寄與しつつ、わが國経済の発展を図る機会もひらかれている。従つて、財政金融政策の面においても、従来の基本方針すなわち健全財政方針の維持、金融の適正化、国際収支の改善、現行為替レートの堅持等を一層堅実に推進するとともに、新状況に資する充分な配慮が必要である。

●右のような考え方に基いて、昭二七年度以降の財政事情をも充分考慮しつつ、新しい事態に資する経費を計上するとともに、当初予算で主眼とした財政収支の均衡、国民負担の調整並びに産業合理化育成のための政府資金の活用等に意を用いて編成したものである。なお、今回の修正によつて、一般会計の予算の総額は相当膨張したのであるが、国民所得の増加によつて、租税収入等の著しい増加が見込まれる結果、税制において相当な調整軽減の措置を講じても財政収支の均衡は完全に保持されているのである。

- (1) 平和回復関係
(2) 公共事業関係
(3) 治安防衛関係

国会事項

●政府委員承認
二月七日林議長は吉田内閣閣議決定の承認を、二月七日、閣議決定した。

●輸出出資及び投資関係
(4) 輸出出資の促進等に伴う運搬資金の不足額を補てんするため、食糧管理特別会計への繰入 300 億円を計上した。

(5) 地方財政平衡交付金
本年度の地方財政は、当初の見込に対し、職員給与の改善等により歳入の増加が予想される一方、法人事業費その他の増収収入等の相当な増加が見込まれているが、財政需要の増加は、各地方団体につき既に平均的に予想されるに對し、収入の増加は、地方団体のより相当な不均等であつて、この結果歳入不足となる団体も生ずると予想される。

(6) 郵政事業特別会計
業務量の増加、給与の改善及び郵便の増量等のため、相当な経費増加を予想するので、人員整理、物件費の節約等により、極力経費の圧縮を行い、独立採算制を維持する方針を講ずることとしたため、本年度における赤字は当初の見込に比して若干減少することとなり、これに伴い一般会計から同特別会計への繰入額は、当初の 35 億円を 29 億円に改めることとした。

附 表 1 一般会計歳出入予算補正重要事項別表 (単位千円)

項目	追加額	修正減少額	差引補正額
1 終職処理関係経費	9,298,670	17,548,942	8,250,272
2 賠償債権処理費	9,217,787	17,526,108	8,308,321
3 特殊財産処理費	30,644	6,115	24,529
4 一般公共事業費	10,000,000	0	10,000,000
5 文教厚生施設費	5,388,826	1,167,002	4,161,824
6 公文書費	981,453	1,148,830	2,750,000
7 出外費	483,443	13,837	977,218
8 食糧雑費	80,000,000	0	80,000,000
9 食糧雑費	30,000,000	0	30,000,000
10 食糧雑費	10,000,000	0	10,000,000
11 食糧雑費	3,000,000	0	3,000,000
12 食糧雑費	3,000,000	0	3,000,000
13 食糧雑費	1,000,000	0	1,000,000
14 食糧雑費	2,000,000	0	2,000,000
15 食糧雑費	7,000,000	0	7,000,000
16 食糧雑費	20,000,000	0	20,000,000
17 食糧雑費	10,000,000	0	10,000,000
18 食糧雑費	1,479,044	615,023	864,021
19 食糧雑費	0	615,023	615,023
20 食糧雑費	1,479,044	0	1,479,044
21 食糧雑費	850,000	0	850,000
22 食糧雑費	0	618,196	618,196
23 食糧雑費	0	873	873
24 食糧雑費	15,000,873	0	15,000,873
25 食糧雑費	3,702,853	121,899	3,611,454
26 食糧雑費	100,000	0	100,000
27 食糧雑費	2,496,765	0	2,496,765
28 食糧雑費	1,397,788	122	1,397,666
29 食糧雑費	721,402	0	721,402
30 食糧雑費	3,175,000	0	3,175,000
31 食糧雑費	15,666,804	0	15,666,804
32 食糧雑費	159,288,025	22,981,080	136,286,365
33 食糧雑費	0	2,910,103	2,910,103
34 食糧雑費	0	0	0
35 食糧雑費	0	0	0
36 食糧雑費	0	0	0
37 食糧雑費	0	0	0
38 食糧雑費	0	0	0
39 食糧雑費	0	0	0
40 食糧雑費	0	0	0
41 食糧雑費	0	0	0
42 食糧雑費	0	0	0
43 食糧雑費	0	0	0
44 食糧雑費	0	0	0
45 食糧雑費	0	0	0
46 食糧雑費	0	0	0
47 食糧雑費	0	0	0
48 食糧雑費	0	0	0
49 食糧雑費	0	0	0
50 食糧雑費	0	0	0
51 食糧雑費	0	0	0
52 食糧雑費	0	0	0
53 食糧雑費	0	0	0
54 食糧雑費	0	0	0
55 食糧雑費	0	0	0
56 食糧雑費	0	0	0
57 食糧雑費	0	0	0
58 食糧雑費	0	0	0
59 食糧雑費	0	0	0
60 食糧雑費	0	0	0
61 食糧雑費	0	0	0
62 食糧雑費	0	0	0
63 食糧雑費	0	0	0
64 食糧雑費	0	0	0
65 食糧雑費	0	0	0
66 食糧雑費	0	0	0
67 食糧雑費	0	0	0
68 食糧雑費	0	0	0
69 食糧雑費	0	0	0
70 食糧雑費	0	0	0
71 食糧雑費	0	0	0
72 食糧雑費	0	0	0
73 食糧雑費	0	0	0
74 食糧雑費	0	0	0
75 食糧雑費	0	0	0
76 食糧雑費	0	0	0
77 食糧雑費	0	0	0
78 食糧雑費	0	0	0
79 食糧雑費	0	0	0
80 食糧雑費	0	0	0
81 食糧雑費	0	0	0
82 食糧雑費	0	0	0
83 食糧雑費	0	0	0
84 食糧雑費	0	0	0
85 食糧雑費	0	0	0
86 食糧雑費	0	0	0
87 食糧雑費	0	0	0
88 食糧雑費	0	0	0
89 食糧雑費	0	0	0
90 食糧雑費	0	0	0
91 食糧雑費	0	0	0
92 食糧雑費	0	0	0
93 食糧雑費	0	0	0
94 食糧雑費	0	0	0
95 食糧雑費	0	0	0
96 食糧雑費	0	0	0
97 食糧雑費	0	0	0
98 食糧雑費	0	0	0
99 食糧雑費	0	0	0
100 食糧雑費	0	0	0
101 食糧雑費	0	0	0
102 食糧雑費	0	0	0
103 食糧雑費	0	0	0
104 食糧雑費	0	0	0
105 食糧雑費	0	0	0
106 食糧雑費	0	0	0
107 食糧雑費	0	0	0
108 食糧雑費	0	0	0
109 食糧雑費	0	0	0
110 食糧雑費	0	0	0
111 食糧雑費	0	0	0
112 食糧雑費	0	0	0
113 食糧雑費	0	0	0
114 食糧雑費	0	0	0
115 食糧雑費	0	0	0
116 食糧雑費	0	0	0
117 食糧雑費	0	0	0
118 食糧雑費	0	0	0
119 食糧雑費	0	0	0
120 食糧雑費	0	0	0
121 食糧雑費	0	0	0
122 食糧雑費	0	0	0
123 食糧雑費	0	0	0
124 食糧雑費	0	0	0
125 食糧雑費	0	0	0
126 食糧雑費	0	0	0
127 食糧雑費	0	0	0
128 食糧雑費	0	0	0
129 食糧雑費	0	0	0
130 食糧雑費	0	0	0
131 食糧雑費	0	0	0
132 食糧雑費	0	0	0
133 食糧雑費	0	0	0
134 食糧雑費	0	0	0
135 食糧雑費	0	0	0
136 食糧雑費	0	0	0
137 食糧雑費	0	0	0
138 食糧雑費	0	0	0
139 食糧雑費	0	0	0
140 食糧雑費	0	0	0
141 食糧雑費	0	0	0
142 食糧雑費	0	0	0
143 食糧雑費	0	0	0
144 食糧雑費	0	0	0
145 食糧雑費	0	0	0
146 食糧雑費	0	0	0
147 食糧雑費	0	0	0
148 食糧雑費	0	0	0
149 食糧雑費	0	0	0
150 食糧雑費	0	0	0
151 食糧雑費	0	0	0
152 食糧雑費	0	0	0
153 食糧雑費	0	0	0
154 食糧雑費	0	0	0
155 食糧雑費	0	0	0
156 食糧雑費	0	0	0
157 食糧雑費	0	0	0
158 食糧雑費	0	0	0
159 食糧雑費	0	0	0
160 食糧雑費	0	0	0
161 食糧雑費	0	0	0
162 食糧雑費	0	0	0
163 食糧雑費	0	0	0
164 食糧雑費	0	0	0
165 食糧雑費	0	0	0
166 食糧雑費	0	0	0
167 食糧雑費	0	0	0
168 食糧雑費	0	0	0
169 食糧雑費	0	0	0
170 食糧雑費	0	0	0
171 食糧雑費	0	0	0
172 食糧雑費	0	0	0
173 食糧雑費	0	0	0
174 食糧雑費	0	0	0
175 食糧雑費	0	0	0
176 食糧雑費	0	0	0
177 食糧雑費	0	0	0
178 食糧雑費	0	0	0
179 食糧雑費	0	0	0
180 食糧雑費	0	0	0
181 食糧雑費	0	0	0
182 食糧雑費	0	0	0
183 食糧雑費	0	0	0
184 食糧雑費	0	0	0
185 食糧雑費	0	0	0
186 食糧雑費	0	0	0
187 食糧雑費	0	0	0
188 食糧雑費	0	0	0
189 食糧雑費	0	0	0
190 食糧雑費	0	0	0
191 食糧雑費	0	0	0
192 食糧雑費	0	0	0
193 食糧雑費	0	0	0
194 食糧雑費	0	0	0
195 食糧雑費	0	0	0
196 食糧雑費	0	0	0
197 食糧雑費	0	0	0
198 食糧雑費	0	0	0
199 食糧雑費	0	0	0
200 食糧雑費	0	0	0
201 食糧雑費	0	0	0
202 食糧雑費	0	0	0
203 食糧雑費	0	0	0
204 食糧雑費	0	0	0
205 食糧雑費	0	0	0
206 食糧雑費	0	0	0
207 食糧雑費	0	0	0
208 食糧雑費	0	0	0
209 食糧雑費	0	0	0
210 食糧雑費	0	0	0
211 食糧雑費	0	0	0
212 食糧雑費	0	0	0
213 食糧雑費	0	0	0
214 食糧雑費	0	0	0
215 食糧雑費	0	0	0
216 食糧雑費	0	0	0
217 食糧雑費	0	0	0
218 食糧雑費	0	0	0
219 食糧雑費	0	0	0
220 食糧雑費	0	0	0
221 食糧雑費	0	0	0
222 食糧雑費	0	0	0
223 食糧雑費	0	0	0
224 食糧雑費	0	0	0
225 食糧雑費	0	0	0
226 食糧雑費	0	0	0
227 食糧雑費	0	0	0
228 食糧雑費	0	0	0
229 食糧雑費	0	0	0
230 食糧雑費	0	0	0
231 食糧雑費	0	0	0
232 食糧雑費	0	0	0
233 食糧雑費	0	0	0
234 食糧雑費	0	0	0
235 食糧雑費	0	0	0
236 食糧雑費	0	0	0
237 食糧雑費	0	0	0
238 食糧雑費	0	0	0
239 食糧雑費	0	0	0
240 食糧雑費	0	0	0
241 食糧雑費	0	0	0
242 食糧雑費	0	0	0
243 食糧雑費	0	0	0
244 食糧雑費	0	0	0
245 食糧雑費	0	0	0
246 食糧雑費	0	0	0
247 食糧雑費	0	0	0
248 食糧雑費	0	0	0
249 食糧雑費	0	0	0
250 食糧雑費	0	0	0
251 食糧雑費	0	0	0
252 食糧雑費	0	0	0
253 食糧雑費	0	0	0
254 食糧雑費	0	0	0
255 食糧雑費	0	0	0
256 食糧雑費	0	0	0
257 食糧雑費	0	0	0
258 食糧雑費	0	0	0
259 食糧雑費	0	0	0
260 食糧雑費	0	0	0
261 食糧雑費	0	0	0
262 食糧雑費	0	0	0
263 食糧雑費	0	0	0
264 食糧雑費	0	0	0
265 食糧雑費	0	0	0
266 食糧雑費	0	0	0
267 食糧雑費	0	0	0
268 食糧雑費	0	0	0
269 食糧雑費	0	0	0
270 食糧雑費	0	0	0
271 食糧雑費	0	0	0
272 食糧雑費	0	0	0
273 食糧雑費	0	0	0
274 食糧雑費	0	0	0
275 食糧雑費	0	0	0
276 食糧雑費	0	0	0
277 食糧雑費	0	0	0
278 食糧雑費	0	0</	

社債償還公告
 当社(旧関西電力株式会社)第十四回社債第三次定時償還の結果左記の通りです。支拂期日 昭和二十七年二月二十五日 支拂場所 現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

支拂金額	金四百四十四万
支拂期日	昭和二十七年二月二十五日
支拂場所	現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

社債償還公告
 当社(旧関西電力株式会社)第十四回社債第三次定時償還の結果左記の通りです。支拂期日 昭和二十七年二月二十五日 支拂場所 現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

支拂金額	金四百四十四万
支拂期日	昭和二十七年二月二十五日
支拂場所	現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

社債償還公告
 当社(旧関西電力株式会社)第十四回社債第三次定時償還の結果左記の通りです。支拂期日 昭和二十七年二月二十五日 支拂場所 現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

支拂金額	金四百四十四万
支拂期日	昭和二十七年二月二十五日
支拂場所	現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

第六回事業年度
 昭和二十六年十一月三十日現在

未経過保管料	六六五七〇〇
前期繰越利益金	一五〇〇〇〇
法定積立金	一五〇〇〇〇
再評価積立金	一五〇〇〇〇
当期利益金	一五〇〇〇〇
借入金	一五〇〇〇〇
未経過保管料	六六五七〇〇
前期繰越利益金	一五〇〇〇〇
法定積立金	一五〇〇〇〇
再評価積立金	一五〇〇〇〇
当期利益金	一五〇〇〇〇
借入金	一五〇〇〇〇

第六回事業年度
 昭和二十六年十一月三十日現在

未経過保管料	六六五七〇〇
前期繰越利益金	一五〇〇〇〇
法定積立金	一五〇〇〇〇
再評価積立金	一五〇〇〇〇
当期利益金	一五〇〇〇〇
借入金	一五〇〇〇〇
未経過保管料	六六五七〇〇
前期繰越利益金	一五〇〇〇〇
法定積立金	一五〇〇〇〇
再評価積立金	一五〇〇〇〇
当期利益金	一五〇〇〇〇
借入金	一五〇〇〇〇

第一回決算公告
 昭和二十六年十月三十一日現在

未経過保管料	六六五七〇〇
前期繰越利益金	一五〇〇〇〇
法定積立金	一五〇〇〇〇
再評価積立金	一五〇〇〇〇
当期利益金	一五〇〇〇〇
借入金	一五〇〇〇〇
未経過保管料	六六五七〇〇
前期繰越利益金	一五〇〇〇〇
法定積立金	一五〇〇〇〇
再評価積立金	一五〇〇〇〇
当期利益金	一五〇〇〇〇
借入金	一五〇〇〇〇

社債償還公告
 当社(旧関西電力株式会社)第十四回社債第三次定時償還の結果左記の通りです。支拂期日 昭和二十七年二月二十五日 支拂場所 現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

支拂金額	金四百四十四万
支拂期日	昭和二十七年二月二十五日
支拂場所	現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

社債償還公告
 当社(旧関西電力株式会社)第十四回社債第三次定時償還の結果左記の通りです。支拂期日 昭和二十七年二月二十五日 支拂場所 現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

支拂金額	金四百四十四万
支拂期日	昭和二十七年二月二十五日
支拂場所	現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

社債償還公告
 当社(旧関西電力株式会社)第十四回社債第三次定時償還の結果左記の通りです。支拂期日 昭和二十七年二月二十五日 支拂場所 現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

支拂金額	金四百四十四万
支拂期日	昭和二十七年二月二十五日
支拂場所	現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

社債償還公告
 当社(旧関西電力株式会社)第十四回社債第三次定時償還の結果左記の通りです。支拂期日 昭和二十七年二月二十五日 支拂場所 現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

支拂金額	金四百四十四万
支拂期日	昭和二十七年二月二十五日
支拂場所	現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

社債償還公告
 当社(旧関西電力株式会社)第十四回社債第三次定時償還の結果左記の通りです。支拂期日 昭和二十七年二月二十五日 支拂場所 現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

支拂金額	金四百四十四万
支拂期日	昭和二十七年二月二十五日
支拂場所	現物は証券記載の支拂場所 登録簿は指定支拂場所

官報

目次

- 政令
○鹿兒島県大島郡十島村に関する国家公務員法等の適用に関する政令
○鹿兒島県大島郡十島村に関する警察関係法令等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令
○鹿兒島県大島郡十島村に関する財政法等の適用に関する政令
○鹿兒島県大島郡十島村に関する文部省関係法令の適用及びこれに伴う経過措置等に関する政令
○鹿兒島県大島郡十島村に関する郵政事業及び電気通信業務関係法令の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令
○国家公務員等の旅費支給規程の一部改正

一頁 二 三

政令
鹿兒島県大島郡十島村に関する国家公務員法等の適用に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年二月九日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第十六号

鹿兒島県大島郡十島村に関する国家公務員法等の適用に関する政令
内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令(昭和二十六年政令第三百八十号)第一項前段の規定に基づき、この政令を制定する。

左に掲げる法律及びこれに基づく命令は、鹿兒島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令(昭和二十七年政令第十三号)第一項後段の規定に基づき鹿兒島県大島郡十島村となる区域に適用する。
一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)
二 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律(昭和二十二年法律第九十五号)
三 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)
四 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)

五 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)
六 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)
附則
この政令は、昭和二十七年二月十一日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 木村篤太郎
外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
文部大臣 天野 貞祐
厚生大臣 吉武 恵市
農林大臣 広川 弘禪
通商産業大臣 高橋龍太郎
運輸大臣 村上 義一
郵政大臣 佐藤 栄作
電気通信大臣 佐藤 栄作
労働大臣 吉武 恵市
建設大臣 野田 卯一
経済安定本部総裁 吉田 茂

鹿兒島県大島郡十島村に関する警察関係法令等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令をここに公布する。
御名 御璽
昭和二十七年二月九日
内閣総理大臣 吉田 茂

この政令は、昭和二十七年二月十一日から施行する。

御名 御璽

昭和二十七年二月九日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第十七号

鹿兒島県大島郡十島村に関する警察関係法令等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令
内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく

地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令(昭和二十六年政令第三百八十号)第一項前段及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。
1 左に掲げる法律及びこれに基づく命令は、鹿兒島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令(昭和二十七年政令第十三号)第一項後段の規定に基づき鹿兒島県大島郡十島村となる区域に適用する。
一 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)
二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)
三 警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)
四 罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第五十一号)第七條
五 前項の区域において従前公務に従事していた者のうち、琉球諸島民政府又はその機関に属していた警察官は、国家地方警察の相当の警察官となるものとする。

3 前項の規定により国家地方警察の相当の警察官となる警察官の数は、十一人とし、これを行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)第二條第一項及び警察法第四條第一項に定める警察官の定員の外に置くことができる。
附則
この政令は、昭和二十七年二月十一日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 木村篤太郎

鹿兒島県大島郡十島村に関する財政法等の適用に関する政令をここに公布する。
御名 御璽
昭和二十七年二月九日
内閣総理大臣 吉田 茂

鹿兒島県大島郡十島村に関する財政法等の適用に関する政令
内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令(昭和二十六年政令第三百八十号)第一項前段の規定に基づき、この政令を制定する。

御名 御璽

昭和二十七年二月九日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第十八号

鹿兒島県大島郡十島村に関する財政法等の適用に関する政令
内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令(昭和二十六年政令第三百八十号)第一項前段の規定に基づき、この政令を制定する。

鹿兒島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令(昭和二十七年政令第十三号)第一項後段の規定に基づき鹿兒島県大島郡十島村となる区域に、左に掲げる法律及びこれに基づく命令を適用する。
一 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)
二 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)
三 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)
四 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)
五 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第三号)
六 電気通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第十号)

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 木村篤太郎

この政令は、昭和二十七年二月十一日から施行する。

毎日新聞
昭和二十七年三月三十一日

官報

總理府公告

第一号 公職資格訴訟審査結果公告
昭和二十七年二月九日
この表は内閣總理大臣が昭和二十六年法律第二百六十八号により公職資格訴訟審査会の審査の結果に基づいて...

Table with columns for names, positions, and locations. Includes names like 安部 英明, 阿部 昭, 赤松 正三, etc.

Table with columns for names, positions, and locations. Includes names like 橋本 通義, 藤田 昭, 服部 保, etc.

Table with columns for names, positions, and locations. Includes names like 浦 謙, 鐵田 彌彦, 金井 鶴松, etc.

Table with columns for names, positions, and locations. Includes names like 森島 一郎, 森田 正, 中野 重, etc.

裁判所公告
昭和二十六年(家)第一七〇九号
本籍茨城県西茨城郡若狭町大字中...

号外(第七号)

毎日新聞

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する
一、現金 五百二十円
二、現金 三百二十円
三、現金 三百二十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する
一、現金 五百二十円
二、現金 三百二十円
三、現金 三百二十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する
一、現金 五百二十円
二、現金 三百二十円
三、現金 三百二十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する
一、現金 五百二十円
二、現金 三百二十円
三、現金 三百二十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する
一、現金 五百二十円
二、現金 三百二十円
三、現金 三百二十円

右の不在者に対して、申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年八月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされた。

右の不在者に対して、申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年八月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされた。

右の不在者に対して、申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年八月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされた。

右の不在者に対して、申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年八月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされた。

右の不在者に対して、申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年八月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされた。

受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も、右期日までにその届出をされた。

七年十月七日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされた。

七年九月十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされた。

つて居る者は右期日迄に其の届出をされた。

右の不在者に対して、申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十七年八月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされた。

昭和二十四年(家)第一二六号
本籍並びに最後の住所徳島県板野郡一條町西條字町口百八十九番地
不在者 斎藤 泰資
大正十三年一月二十六日生
右不在者に対し利害関係人斎藤進の申立により当家庭裁判所は昭和二十年一月日不詳死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十七年一月五日
徳島家庭裁判所
本籍並びに最後の住所愛媛県南宇和郡西外海村外泊百七十九番地
不在者 吉田 重子
明治四十一年七月四日生
右の者に対し利害関係人吉田長次郎の申立により当裁判所は昭和二十三年十一月八日死亡と看做し昭和二十六年十二月二十四日失踪を宣告した。

昭和二十五年(家)第七〇八号
本籍岩手県東磐井郡藤沢町藤沢字町百三番地、最後の住所東京都台東区浅草小島町一丁目二番地
不在者 橋本 孝
明治六年一月三十一日生
右の者に対し東京都目黒区上目黒二丁目千九百二十七番地橋本すけ子の申立により当家庭裁判所は昭和十八年九月十六日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十七年一月二十三日
東京家庭裁判所
昭和二十六年(家)第一三三六八号
本籍並びに最後の住所東京都江東区千田町一番地
不在者 米沢 竹
明治四十二年二月十三日生
同 米沢 健一
昭和十年十二月十八日生
同 米沢 ハル子
昭和十八年三月八日生
右の者に対し東京都江東区深川千田町一番地米沢五市申立により当家庭裁判所は昭和二十七年一月九日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年(家)第二八二四号
本籍三重県鈴鹿郡龜山町大字龜山南崎七百六十四番地、最後の住所満洲東滿總督府牡丹江市西警察村衛隊軍官舎り十二号
不在者 金丸 千恵子
大正九年十一月三日生
同 金丸 千恵
昭和十九年二月二日生
右の者に対し千葉県四日市市大羽羽津甲千八百番地(柴田儀一方)金丸康蔵申立により当家庭裁判所は昭和二十七年一月十二日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年(家)第四〇一九号
住所東京都足立区高野町二百四十六番地 申立人 山形 よし
本籍東京都北区王子二丁目三番地六、最後の住所東京都墨田区菊川町二丁目十七番地湯浅良平方
不在者 山形 トミ
右の者申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたから当裁判所は昭和二十六年五月十日公示催告をしたけれどもその期日である昭和二十七年一月十日午前十時までに不在者の生存に付いて届出がないから不在者は昭和二十年三月九日以後三年以上生死が分らないものと認めて次の通り審判する。
不在者 山形 トミの失踪を宣告する。
昭和二十七年一月十一日
東京家庭裁判所
家事審判官 藤原英雄

昭和二十六年(家)第四〇五〇号
本籍千葉県安房郡北三原村上三原三百七十九番地、最後の住所東京都台東区浅草菊屋橋二丁目九番地
不在者 長谷川 聰子
大正十三年七月二十九日生
右の者に対し千葉県安房郡北三原村上三原三百七十九番地長谷川孝申立により当家庭裁判所は昭和二十七年一月十二日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十七年一月十二日
東京家庭裁判所

昭和二十六年(家)第一〇九一號
本籍並びに最後の住所足柄下郡箱根町百九十三番地
不在者 佐藤 音吉
安政二年七月十三日生

右不在者に対し足柄下郡元箱根村五十六番地利害関係人杉山馨の申立により当裁判所は明治三十二年五月三十日死亡したものと看做し昭和二十七年一月二十一日失踪を宣告した。
昭和二十七年一月二十一日
横濱家庭裁判所小田原支部

本籍比企郡平村大字西平三二番地、最後の住所満洲国興安北省興安地、最後の住所小久保武夫
不在者 小久保武夫
右の者に対し利害関係人小久保文子の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和二十三年八月十一日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。
昭和二十六年十二月二十七日
浦和家裁判所熊谷支部

昭和二十六年(家)第一四九四号
本籍栃木県内郡瑞穂野村大字西刑部三百六十番地、最後の住所満洲国間島省延吉以下不詳
今次戦争による生死不明者
伊沢 保美
大正九年一月七日生
右の者に対し栃木県内郡瑞穂野村大字西刑部三百六十番地伊沢キョ子の申立により当裁判所は昭和二十七年一月五日失踪を宣告した。依つて右生死不明者は昭和二十三年七月三十一日死亡したものと看做す。
昭和二十七年一月五日
宇都宮家庭裁判所

昭和二十五年(家)第一六一五号
本籍東京都下谷区竹町四十五番地、最後の住所神奈川県横浜市鶴見区潮田町 不在者 小野良一
明治三十八年二月十五日生
右不在者に対し失踪宣告の申立があつたので当裁判所は右不在者が昭和十五年七月以来七年以上生死が明らかでないものと認め昭和二十六年十二月十日失踪を宣告した。
昭和二十七年一月七日
前橋家庭裁判所

昭和二十五年(家)第一九三六号
本籍山梨県東山梨郡勝沼町勝沼三千七百四番地の二、最後の住所満洲国東安第一三五師団歩兵第三六九連隊五中隊歩一等兵
今次戦争による生死不明者
海野 武吉
大正六年二月三日生

右の者に対し群馬県高崎市本町二番地海野美恵の申立に依り当家庭裁判所は昭和二十三年八月十五日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十七年一月二十八日
前橋家庭裁判所高崎支部

昭和二十五年(家)第一九四四号
本籍並びに最後の住所群馬県群馬郡滝川村大字宿根手三百八十七番地関根イセの申立に依り当家庭裁判所は昭和四年十一月十二日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十七年一月二十八日
前橋家庭裁判所高崎支部

昭和二十五年(家)第一八九二号
本籍宮城県仙台市宮町二十一番地、最後の住所朝鮮京城大島町四十一番地
不在者 今野 平六
明治十七年七月一日生
右の者に対し群馬県高崎市高松町二番地今野むつねの申立により当裁判所は昭和二十三年四月十七日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十七年一月二十八日
前橋家庭裁判所高崎支部

昭和二十六年(家)第一九四九号
本籍大阪府東区駒川町七丁目二番地、最後の住所大阪府西区本田通以下不詳 不在者 河野 チヨ
明治十四年二月十四日生
右に對し大阪府東区駒川町七丁目十番地樋口利一方河野吉一から申立があつたので当裁判所は右の者が大正六年四月頃死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十七年一月十六日
大阪家庭裁判所

昭和二十六年(家)第二〇八四号
本籍及び最後の住所大阪府浪速区稲荷町二丁目九百六十五番地
不在者 野阪 栄吉
明治十三年一月八日生
右の者に対し大阪府浪速区南加島町二丁目五番地野阪一之助から申立があつたので当裁判所は右の者が昭和二十三年三月十四日死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十七年一月十六日
大阪家庭裁判所

昭和二十六年(家)第一九三九号
本籍大阪府東区駒川町七丁目二番地、住所名古屋市中区菅原町三丁目十番地
申立人 林 広作
本籍並びに最後の住所名古屋市中区菅原町三丁目十番地
不在者 林 健三
明治四十二年十二月二十日生
右申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたから当裁判所は昭和二十六年三月十五日公示催告をしたがその期日昭和二十六年十一月三十日迄に不在者の生存について届出がなかつたから昭和三年十月三日以来七年以上生死不明であると認めて次の通り審判する。
主文
不在者林健三の失踪を宣告する。
不在者林健三は昭和十年十月四日死亡したものと看做される。
昭和二十六年十二月一日
名古屋家庭裁判所
家事審判官 石田恵一

昭和二十六年(家)第一七三三号
本籍並びに最後の住所兵庫縣津名郡山良町山良組九九七番地
不在者 武田 丑太郎
明治三年八月四日生
右不在者に対し兵庫縣津名郡山良町山良組九九七番地武田定七の申立により当裁判所は明治三十五年一月三十一日死亡とみなし失踪の宣告をした。
昭和二十七年一月二十二日
神戸家庭裁判所洲本支部

昭和二十六年(家)第一二七号
本籍和歌山県西牟婁郡新庄村五百六番地、最後の住所満洲国東京城(昭和二十一年十月二十二日満洲州東京城工兵第百二十二連隊)
今次戦争による生死不明者元官等級若くは身分何れも不詳
永井 信一
大正三年五月十八日生
右の今次戦争による生死不明者に対し利害関係人、妻、本籍和歌山県西牟婁郡新庄村五百六番地、住所同県田辺市稲成町九百五十四番地、永井あさ枝の申立により当裁判所は昭和二十三年八月一日死亡したものと見なし昭和二十六年十二月一日失踪を宣告した。
昭和二十六年十二月十七日
和歌山家庭裁判所田辺支部

昭和二十六年(家)第一九三九号
本籍大阪府東区駒川町七丁目二番地、住所名古屋市中区菅原町三丁目十番地
申立人 林 広作
本籍並びに最後の住所名古屋市中区菅原町三丁目十番地
不在者 林 健三
明治四十二年十二月二十日生
右申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたから当裁判所は昭和二十六年三月十五日公示催告をしたがその期日昭和二十六年十一月三十日迄に不在者の生存について届出がなかつたから昭和三年十月三日以来七年以上生死不明であると認めて次の通り審判する。
主文
不在者林健三の失踪を宣告する。
不在者林健三は昭和十年十月四日死亡したものと看做される。
昭和二十六年十二月一日
名古屋家庭裁判所
家事審判官 石田恵一

昭和二十六年(家)第一九三九号
本籍大阪府東区駒川町七丁目二番地、住所名古屋市中区菅原町三丁目十番地
申立人 林 広作
本籍並びに最後の住所名古屋市中区菅原町三丁目十番地
不在者 林 健三
明治四十二年十二月二十日生
右申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたから当裁判所は昭和二十六年三月十五日公示催告をしたがその期日昭和二十六年十一月三十日迄に不在者の生存について届出がなかつたから昭和三年十月三日以来七年以上生死不明であると認めて次の通り審判する。
主文
不在者林健三の失踪を宣告する。
不在者林健三は昭和十年十月四日死亡したものと看做される。
昭和二十六年十二月一日
名古屋家庭裁判所
家事審判官 石田恵一

昭和二十六年(家)第一九三九号
本籍大阪府東区駒川町七丁目二番地、住所名古屋市中区菅原町三丁目十番地
申立人 林 広作
本籍並びに最後の住所名古屋市中区菅原町三丁目十番地
不在者 林 健三
明治四十二年十二月二十日生
右申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたから当裁判所は昭和二十六年三月十五日公示催告をしたがその期日昭和二十六年十一月三十日迄に不在者の生存について届出がなかつたから昭和三年十月三日以来七年以上生死不明であると認めて次の通り審判する。
主文
不在者林健三の失踪を宣告する。
不在者林健三は昭和十年十月四日死亡したものと看做される。
昭和二十六年十二月一日
名古屋家庭裁判所
家事審判官 石田恵一

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

官報

告示

電気通信省 物価庁告示第二号

国際電報料金表(昭和二十六年九月...)

電氣通信大臣 佐藤 栄作

第一部一般の国際電報の料金の... EUROPE(ヨーロッパ地方) SNorway(Incl Jan Mayen Islands & Svalbard) (ノルウェー国)...

同注第一号中「TOK FM...」... TOK OSL...東京オスロ無線線

裁判所公告

失踪に関する届出の催告

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

生存の届出をして下さい。若しその届出がないときは失踪の宣告を受けることになりす。

昭和二十七年一月十一日 東京家庭裁判所 村崎 満

昭和二十六年(家)第二六四五号... 本籍福島県福島市大字鎌田字東舟戸...

昭和二十六年(家)第一三三四号... 本籍新潟県刈羽郡西中通村大字春日...

昭和二十六年(家)第一〇七二二号... 本籍神戸市生田区三宮町二丁目二番地...

昭和二十五年(家)第一五三七号... 本籍並びに住所奈良県山辺郡丹波市町大字別所三十八番地...

昭和二十六年(家)第一九二二号... 本籍及び住所広島市仁保町字妙見...

昭和二十六年(家)第四二二二号... 本籍及び住所徳島県三好市三好町下不詳...

昭和二十六年(家)第一四九六号... 本籍及び住所名古屋市昭和区藤成通三丁目二番地...

昭和二十六年(家)第一九二二号... 本籍及び住所広島市仁保町字妙見...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

昭和二十六年(家)第七一八号... 本籍千葉県印旛郡千代田町四街道千五百二十二番地...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

生存の届出をして下さい。若しその届出がないときは失踪の宣告を受けることになりす。

昭和二十七年一月十一日 千葉家庭裁判所佐倉支部

昭和二十六年(家)第一三三四号... 本籍新潟県刈羽郡西中通村大字春日...

昭和二十六年(家)第一〇七二二号... 本籍神戸市生田区三宮町二丁目二番地...

昭和二十五年(家)第一五三七号... 本籍並びに住所奈良県山辺郡丹波市町大字別所三十八番地...

昭和二十六年(家)第一九二二号... 本籍及び住所広島市仁保町字妙見...

昭和二十六年(家)第四二二二号... 本籍及び住所徳島県三好市三好町下不詳...

昭和二十六年(家)第一四九六号... 本籍及び住所名古屋市昭和区藤成通三丁目二番地...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

昭和二十六年(家)第七一八号... 本籍千葉県印旛郡千代田町四街道千五百二十二番地...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

若しその届出をしないときは失踪を宣告する。不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出をせよ。

昭和二十六年十二月六日 神戸家庭裁判所尼崎支部

昭和二十六年(家)第一〇七二二号... 本籍神戸市生田区三宮町二丁目二番地...

昭和二十六年(家)第一〇七二二号... 本籍神戸市生田区三宮町二丁目二番地...

昭和二十五年(家)第一五三七号... 本籍並びに住所奈良県山辺郡丹波市町大字別所三十八番地...

昭和二十六年(家)第一九二二号... 本籍及び住所広島市仁保町字妙見...

昭和二十六年(家)第四二二二号... 本籍及び住所徳島県三好市三好町下不詳...

昭和二十六年(家)第一四九六号... 本籍及び住所名古屋市昭和区藤成通三丁目二番地...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

昭和二十六年(家)第七一八号... 本籍千葉県印旛郡千代田町四街道千五百二十二番地...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

不在者の生死を知るものは右期日までに其の届出をされ度い。

昭和二十六年十二月二十八日 名古屋家庭裁判所

昭和二十六年(家)第一九二二号... 本籍及び住所広島市仁保町字妙見...

昭和二十六年(家)第一九二二号... 本籍及び住所広島市仁保町字妙見...

昭和二十五年(家)第一五三七号... 本籍並びに住所奈良県山辺郡丹波市町大字別所三十八番地...

昭和二十六年(家)第一九二二号... 本籍及び住所広島市仁保町字妙見...

昭和二十六年(家)第四二二二号... 本籍及び住所徳島県三好市三好町下不詳...

昭和二十六年(家)第一四九六号... 本籍及び住所名古屋市昭和区藤成通三丁目二番地...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

昭和二十六年(家)第七一八号... 本籍千葉県印旛郡千代田町四街道千五百二十二番地...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

昭和二十六年(家)第一〇八二七号... 本籍及び最後の住所東京都中央区...

毎日 昭和二十七年三月三日

不在者の生死を知っている方も右期日迄にその届出をされたい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 十 日
宮崎家庭裁判所高千穂支部

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 二 五 七 号
本籍及び最後の住所宮城県刈田郡白石町大字白石字調練場七番地
不在者 山崎 幸
元治元年三月三日生

右不在者に対し利害関係人山崎幸より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年八月三十日午前十時まで当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方も右の期日までにその届出をされたい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 八 日
仙台家庭裁判所大河原支部

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 一 七 九 七 号
本籍福島県平市大字吉野作字南作九十九番地、最後の住所チリノ国サンチャゴ市以下不詳
不在者 坂本俊一郎
明治四十三年三月十三日生

右不在者に対し福島県平市字五色町二十八番地利害関係人坂本俊一郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年七月一日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方は右期日までにその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 九 日
福島家庭裁判所平支部

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 三 八 七 六 号
本籍並びに住所山形県東村山郡津山町大字山元千六百四十一番地
申立人 山口 新助
本籍並びに最後の住所右同所同番地
不在者 山口ミツエ
大正十年十一月九日生

右不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者及び不在者の生死を知つてゐる方は昭和三十七年九月五日午前十時迄当裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をし

ないと失踪宣告を受けることになりません。

昭 和 二 十 七 年 一 月 九 日
山形家庭裁判所
家事審判官 伊藤正彦

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 一 四 八 三 号
本籍青森県青森市大字古川字美法三十二番地一、住所同県東津軽郡浜館村大字松森字福田百十九番地
申立人 佐々木康夫
大正二年五月十八日生

右不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年七月三十一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪宣告を受けることになりません。又不在者の生死を知つてゐる方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 十 四 日
青森家庭裁判所
家事審判官 小友末知

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 一 一 七 八 号
本籍及び最後の住所北海道虻田郡奥尻村字稲穂百三十八番地
不在者 山下 芳雄
大正二年八月十五日生

右不在者に対し函館市相生町十二番地の八、山下静江から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年九月十六日午前十時迄に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと

昭 和 二 十 七 年 一 月 十 二 日
青森家庭裁判所弘前支部
家事審判官 小林新太郎

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 九 三 〇 号
本籍山口県玖珂郡御庄村大字御庄二千二百二十一番地、最後の住所満洲国新京市順天區徳昌胡同
申立人 唐婉 友一
昭和三十七年八月十三日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪宣告を受ける

ことになりません。又不在者の生死を知つてゐる方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 十 一 日
函館家庭裁判所

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 二 八 三 号
本籍広島県佐伯郡観音村大字佐方千五百十五番地、最後の住所満洲国牡丹江省牡丹江市紫雲街二丁目七番地
不在者 石井 洪子
昭和十九年九月十七日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪宣告を受けることになりません。又不在者の生死を知つてゐる方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 七 日
高松家庭裁判所観音寺支部

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 九 八 七 八 号
本籍千葉県船橋市宮本町二丁目四六九番地、最後の住所東京都墨田区向島請地町九一第一番地
不在者 田辺 みつ
明治十年四月二十日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年八月三十一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪宣告を受けることになりません。又不在者の生死を知つてゐる方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭 和 二 十 六 年 十 二 月 二 十 七 日
東京家庭裁判所
家事審判官 村崎 満

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 一 一 七 七 号
本籍及び最後の住所東京都台東区崎玉県入間郡大字堂方十四番地
申立人 張田 誠輔
本籍及び最後の住所東京都台東区入谷町百九十八番地
不在者 張田 すゐ
大正六年九月九日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪宣告を受ける

ことになりません。又不在者の生死を知つてゐる方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 五 日
東京家庭裁判所

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 一 三 一 一 号
本籍及び最後の住所東京都豊島区椎名町五丁目二二五六番地
不在者 二宮 一三
大正四年一月二十日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年八月二十五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪宣告を受けることになりません。又不在者の生死を知つてゐる方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 十 五 日
東京家庭裁判所
家事審判官 藤原英雄

昭 和 二 十 七 年 (家) 第 五 一 号
本籍並びに住所新潟県高田市東本町一丁目十番地
申立人 池田 留治
本籍並びに最後の住所右同所同番地
不在者 池田 善治
大正十一年二月二日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年八月十八日午前九時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになりません。また不在者の生死を知つてゐる方は右期日までにその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 十 七 日
新潟家庭裁判所高田支部

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 一 一 七 七 号
本籍及び最後の住所東京都台東区崎玉県入間郡大字堂方十四番地
申立人 張田 誠輔
本籍及び最後の住所東京都台東区入谷町百九十八番地
不在者 張田 すゐ
大正六年九月九日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪宣告を受ける

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

右の不在者等に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年九月二十八日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪宣告を受けることになりません。又不在者等の生死を知つてゐる方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 二 十 九 日
東京家庭裁判所

昭 和 二 十 六 年 (家) 第 一 三 一 一 号
本籍及び最後の住所東京都豊島区椎名町五丁目二二五六番地
不在者 二宮 一三
大正四年一月二十日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年八月二十五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないと失踪宣告を受けることになりません。又不在者の生死を知つてゐる方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 十 五 日
東京家庭裁判所
家事審判官 藤原英雄

昭 和 二 十 七 年 (家) 第 五 一 号
本籍並びに住所新潟県高田市東本町一丁目十番地
申立人 池田 留治
本籍並びに最後の住所右同所同番地
不在者 池田 善治
大正十一年二月二日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和三十七年八月十八日午前九時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになりません。また不在者の生死を知つてゐる方は右期日までにその届出をして下さい。

昭 和 二 十 七 年 一 月 十 七 日
新潟家庭裁判所高田支部

定価 一部 三円
官報本紙記者 (官報本紙記者) 行
には無料添付
送料 実費 込

東京都新宿区市谷本村町
電話九段五三三 官報課
印刷 行
振替東京二〇〇

昭27.1.

昭和27年1月物価号外目録

官報(附録)

(1頁)

<p>●厚生省、物価庁</p> <p>一 抗菌性物質製剤検定規則 第四條に規定する検定手 教料の一部改正 二四二</p> <p>●物価庁</p> <p>一 昭和二十六年三月二十日 付早川慎一申請による通 運事業運賃料金、同割増 率及び適用方の認可の件 の一部改正 八一</p>		<p>日号外頁</p>
<p>●物価庁、日本専売公社</p> <p>一 塩専売法第五條第二項及 び塩専売法施行規則第十 條の規定により、塩の收 納価格指定の件の一部改 正 二四二</p>		<p>一月発行物価号外</p>
<p>発行日</p> <p>一四八</p>	<p>番号</p> <p>二一</p>	<p>頁</p> <p>二四</p>
<p>告示</p>		

昭和二十七年二月九日 物価号外第四号 附録

昭和二十七年一月官報物価号外目録

第二号

◎凡例

1. 公文件名の上の数字は告示又は公示番号を示す。
2. 件名の下段の数字の上段は掲載日、中段は号外番
号、下段は頁を示す。

毎日新聞
明治二十九年三月三十日
第三種郵便物認可

物価号外目録